

行田市議会ハラスメント審査会設置規程

(設置)

第1条 行田市議会ハラスメント防止条例（令和8年条例第14号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、ハラスメントに関する申立てに係る事実関係を調査するため、行田市議会ハラスメント審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ハラスメントに係る事実関係の調査及び確認に関すること。
- (2) ハラスメントに該当するか否かの判断及び問題解決のために必要な措置について審議すること。
- (3) 公表その他ハラスメントの防止等に関し、議長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 審査会の委員は、8人以内とし、議員の中から議長が指名する。

- 2 委員は、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、全ての委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。

（専門的知識及び経験を有する者の審査会への出席）

第6条 審査会は、次に掲げるときは、専門的な知識及び経験を有する者を審査会に出席させ、意見を聴取するものとする。

(1) 審査会が必要であると認めたとき。

(2) 当該ハラスメント事案の当事者から審査会に対し、専門的な知識及び経験を有する者からの意見聴取を希望する旨の申立てがあったとき。

（結果通知）

第7条 議長は、会議の経過及び結果を行田市議会ハラスメント審査会調査結果通知書（様式）により、条例第7条に規定する申立人に報告するものとする。

（氏名等の公表）

第8条 条例第8条第2項の規定による公表内容は、次のとおりとする。

(1) ハラスメントを行った議員の氏名

(2) ハラスメント事案の概要

2 被害者の人権及びプライバシーに配慮すべき必要があるときは、前項第2号に定める事項の全部又は一部を公表しないことができる。

3 公表は、市議会ホームページ、議会だよりへの掲載その他適切な手段により行うものとする。

4 前項の規定により市議会ホームページに議員の氏名等を公表する場合は、概ね1年間掲載するものとする。

（庶務）

第9条 審査会の庶務は、議会事務局において処理する。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式（第 7 条関係）

年 月 日

様

行田市議会ハラスメント審査会

委員長

行田市議会ハラスメント審査会調査結果通知書

このことについて、 年 月 日に行田市議会ハラスメント防止条例第 7 条の規定により、行田市議会ハラスメント審査会で調査した結果、次のとおりとなりましたので、通知します。

記

1 調査の内容

2 調査の結果

3 必要な措置